

認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置のお知らせ

この制度は「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する、認定長期優良住宅を新築した場合、市に申告することにより **新築住宅の固定資産税が減額できる制度**です。

1 要件

次に掲げる全ての要件に該当する必要があります。

- ア 令和6年3月31日までに新築された住宅であること。
- イ 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する認定長期優良住宅であること。
- ウ 併用住宅の場合、居住部分の床面積が総床面積の50%以上あること。
- エ 住宅部分の床面積が、50㎡以上280㎡以下であること。
(一戸建以外の共同住宅の場合、一区画あたりの床面積が40㎡以上あること)

2 減額内容

減額措置の適用については、**住宅1戸につき1回まで**です。

新築住宅の区分	減額期間	適用床面積	減額内容
一般の住宅	5年	1戸あたり	新築住宅に係る固定資産税の2分の1を減額
2階建以下の耐火・準耐火住宅		120㎡まで	
3階建以上の中高層耐火住宅・準耐火住宅	7年		

3 申告手続き

新築された年の翌年1月31日までに、次に掲げる書類等を用意したうえで申告してください。

- ア 認定長期優良住宅に係る固定資産税減額申告書
- イ いわき市役所住まい政策課が発行した、長期優良住宅建築等計画の認定通知書等の写し